

物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として使用される段差解消機(テーブルリフト)について

令和5年後期部会

物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として専用に使⽤され、昇降行程が概ね 1.5 メートル以下の荷物専用リフトについては、法第 34 条の昇降機として扱⽼わな⽇ものとする。

